

特例輸入者における担保の見直しについて

これまで特例輸入者は、簡易申告制度を利用して輸入申告を行う際には、必ず引取担保を提供しなければなりませんでした。が、平成 20 年度関税改正により、関税等の保全のために必要と認められた場合にのみ、担保の提供が必要となります（この場合に提供する担保を「保全担保」といいます。）

Q 1. 保全担保の提供が命じられるのは、どのような場合ですか。

- A 1. 以下のいずれかに該当する場合、原則として保全担保の提供が必要となります。
1. 加算税を課された場合（なお、重加算税を課された場合には、特例輸入者の承認が取消されることがあります。）
 2. 期限後特例申告を行った場合
 3. 特例輸入者が以下のいずれかに該当する者以外の場合
特定の格付機関から「A」格相当以上の格付けを取得している者
直近の決算時（四半期開示を含む。）における当座比率が 100%以上で、かつ、自己資本比率が 30%以上（四半期開示を行っていない者については、50%）である者

Q 2. 特例輸入者に対する財務状況の審査はどのように行われますか。

- A 2. 税関は、保全担保の提供の要否を判断するため、特例輸入者の承認申請時や、特例輸入者として承認された後において定期的（決算公表時等）に、財務諸表や格付に関する資料の提出を求めます。
- 提出された財務諸表等を税関が審査し、保全担保の提供が必要と判断した場合には、担保金額、提供期間等を記載した「担保提供命令通知書」を特例輸入者に交付します。
- また、特例輸入者は、財務状況に大きな影響を与える事実が生じた場合は、法令遵守規則の規定に基づき、速やかに税関に報告して下さい。

Q3. 担保金額や、提供期間はどのように決まりますか。

- A3. 1. 担保金額は、以下のうち、いずれか多いほうの額が限度となります。
- 今後1年間において輸入しようとする貨物に課されるべき関税等で特例申告により納付する見込みの関税等の額の合計額が最も多い月の額
 - 特例輸入者が前年において輸入した貨物について、特例申告により納付した（又は納付すべきことが確定した）関税等の額の合計額が最も多い月の額
2. 提供期間は、原則として1年です。なお、提供期間とは、この期間に輸入許可を受けた特例申告貨物に係る関税等を担保するための期間です。
- （注）担保金額については、これまで、各月毎に担保の提供を要し、また、担保の提供期限と納期限（特例申告期限）に2か月の間隔があったため、引取担保を据置担保で提供する場合は、最大2か月分の担保金額を求めていましたが、今後は、1か月分の担保金額の提供となります。

Q4. 担保金額や提供期間が変更されることはありますか。

- A4. 特例輸入者の輸入実績等を税関が調査した結果、担保金額の変更の必要があると認められた場合、命じた担保金額の変更を行う場合があります。
- また、提供期間の満了時において、担保提供の継続の要否を判断し、提供期間の変更を行う場合があります。

Q5. 現在提供している引取担保を、保全担保として使用することはできますか。

- A5. 現在、簡易申告制度を利用するために提供している引取担保は、制度改正後においても、引き続き保全担保として使用できます。

Q6. 保全担保の提供先を選択することはできますか。

- A6. 保全担保の提供先は、原則として、特例輸入者の承認を行った税関の本関になります。
- （注）ただし、これまで輸入の予定地を管轄する税関官署に提供していた引取担保を、引き続き保全担保として使用する場合には、その提供先を変更する必要はありません。

Q7. 保全担保を提供しない場合は、どうなりますか。

- A7. 担保提供命令通知書に記載された提供期間の初日までに保全担保を提供しない場合は、特例申告貨物に係る輸入申告は許可されません。
- また、特例輸入者の承認が取消されることがあります。

